

東アジア文化都市シンポジウム ～静岡県の挑戦～（仮称）運営業務委託業者募集要領

1 業務の概要

（1）事業内容

東アジア文化都市のあるべき姿を求めて挑戦した、「東アジア文化都市2023静岡県」の1年の振り返りや、今後の東アジア文化都市の展開や意義などについて、有識者を招きシンポジウムを開催し、国内外に提言・発信することを目的とする。

（2）業務の名称

東アジア文化都市シンポジウム ～静岡県の挑戦～（仮称）運営業務委託

（3）契約期間

契約日から令和6年1月31日（水）まで

（4）委託料上限額

4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 業務の内容

別添「東アジア文化都市シンポジウム ～静岡県の挑戦～（仮称）運営業務委託仕様書」のとおり。

ただし、仕様書の内容は企画提案書の内容を基に企画提案額の範囲内で変更することができるものとする。

3 企画提案書を提出するために必要な要件

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- （1）静岡県の一般業務委託競争入札参加資格において、「イベント」又は「広告代理」の営業種目に競争入札参加資格を有する者であること。
- （2）静岡県内に本社又は支社、営業所等の業務拠点を有する者であること。
- （3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （4）企画提案書の提出期限の日から契約の時までの期間に、静岡県の機関が定める指名停止等の基準による指名停止を受けていないこと。
- （5）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- （6）次のアからキまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以

- 下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を
 を
 いう。以下同じ。)である者
 ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外
 の者をいう。)が暴力団員等である者
 エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的
 をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的
 又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原
 材料の購入契約その他の契約を締結している者

4 実施方法

(1) スケジュール(予定)

内 容	日 程
質問受付期間	令和5年11月6日(月)正午まで
質問に対する回答	令和5年11月9日(木)まで
参加表明書提出期限	令和5年11月10日(金)
企画提案書提出期限(郵送・持参)	令和5年11月15日(水)正午必着
委託業者選定委員会(プレゼンテーション 審査)	令和5年11月16日(木)
選定結果通知	令和5年11月20日(月)まで

(2) 質問

質問は、(別紙1)「質問用紙」により、Eメール又はFAXにて受け付ける。

ア 受付期間：令和5年11月1日(水)から令和5年11月6日(月)正午まで

イ 送付先：FAX番号 054-221-2827

Eメール arts@pref.shizuoka.lg.jp

ウ 回答方法：令和5年11月9日(木)までに、回答をEメール又はFAXで送付するとともに東アジア文化都市2023静岡県HPにて公開する。

(3) 参加表明書の提出

企画提案への参加を希望する者は、所定の様式(別紙2)により参加の意思を表明するものとする。なお、参加表明書の提出後、辞退を希望する者は、所定の様式(別紙3)を(4)の企画提案書の提出期限までに電子メールにより提出すること。

ア 提出期限

令和5年11月10日（金）午後5時まで（必着）

イ 提出先

東アジア文化都市2023静岡県実行委員会事務局

電子メールアドレス：arts@pref.shizuoka.lg.jp

(4) 企画提案書の作成

別添「東アジア文化都市シンポジウム ～静岡県の挑戦～（仮称）運営業務委託に関する企画提案書作成要領」のとおり。

(5) 企画提案書の提出

企画提案書は、郵送又は持参により提出すること。ただし、郵送の場合は、書留など発送・配達の確認できる方法によることとし、持参の場合は平日の午前9時から午後5時までの間（ただし、正午から午後1時までの間は除き、令和5年11月15日(水)は正午までとする。）とすること。

ア 提出期限：令和5年11月15日(水)正午必着

イ 提出先：東アジア文化都市2023静岡県実行委員会事務局

（静岡県スポーツ・文化観光部文化局文化政策課内）

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6（県庁東館12階）

ウ 提出部数：上記提出先に5部提出

エ 到着確認：受付期間中に企画提案書が到着した場合、受理した旨をEメールにて通知する。

※紙媒体の提出のほか、提出書類をPDFファイル形式で下記アドレスへ送付すること。

Eメール arts@pref.shizuoka.lg.jp

※受付期間中に全ての書類の提出がない場合、失格となる場合があるので注意すること。

※企画提案は、1者1提案とする。

※企画提案提出後の修正は認められない。

(6) 委託業者選定委員会

各委員は、提出された企画提案書とともに、プレゼンテーションにより審査し、最も高得点であった者を採択する。

(7) 企画提案に要する費用

企画提案に要する全ての費用は、参加者の負担とする。

5 選定

(1) 選定方法

提出された企画提案書に基づき、東アジア文化都市2023静岡県実行委員会事務局である静岡県が、随意契約の相手方となる候補者を選定する。

なお、この選定は、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、選定後、候補者と東アジア文化都市2023静岡県実行委員会は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの交渉を行い、これが整った場合に、令和5年度において随意契約の手続きを行うものとする。

(2) 選定基準

項目		審査基準
1	事業の理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業目的を正しく理解しているか。 ・ 事業内容を正しく理解しているか。
2	事業の実行力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務を確実に実施できる体制を有しているか。 ・ 過去に類似業務の実績を有しているか。 ・ 業務工程表が適切に作成されているか。
3	事業の魅力や企画力	<ul style="list-style-type: none"> ・ シンポジウム及び長歌コンクール楽曲披露の企画演出は魅力的か。 ・ 印刷物に係るデザインは独自性があり魅力的か。 ・ 多くの参加者を募るにあたり効果的な周知方法か。
4	経費見積りの妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業内容に見合った経費見積りとなっているか。 ・ 事業費の積算は適切か。

(3) プレゼンテーション審査日時(※詳細な時間及び会場はメールにて連絡する)

令和5年11月16日(木)午後

会場は静岡県庁(静岡市葵区)

(4) 選定結果の伝達方法

選定結果は、令和5年11月20日(月)までに、辞退者を除く全ての提案者にEメールで通知する。

6 その他

(1) 提出された書類の取扱い

提出された書類は、返却しない。また、必要に応じて複写することがある(東アジア文化都市2023静岡県実行委員会事務局である静岡県庁内及び選定委員会の使用に限る)。

(2) 辞退

企画提案書の提出以降に、本企画提案への参加を辞退する場合は、令和5年11月15日(水)正午までに、別添「辞退届」を提出すること。

なお、辞退することによって、今後、東アジア文化都市2023静岡県実行委員会及び静岡県との関係が不利に扱われることはない。

※ 辞退に伴う企画提案当日のスケジュール変更については、変更のあった者のみにメールで通知する。

(3) 失格

次の各号のいずれかに該当する場合、失格になる場合がある。

ア 提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合

イ 審査委員、東アジア文化都市2023静岡県実行委員会の事務局である静岡県職員又は本企画提案関係者に対して、本企画提案に関わる不正な接触の事実が認められる場合

ウ その他、東アジア文化都市2023静岡県実行委員会及び静岡県と委託契約を締結する上で、不適正な事実が認められた場合